

関係各省におけるテレワーク関連施策概要

テレワークについては、テレワーカーを就業人口の2割とする政府目標実現に向け、それぞれの役割分担の下、関連省庁がテレワーク人口倍増アクションプランに基づく施策を着実に推進している。

国土交通省	総務省	厚生労働省	経済産業省
-------	-----	-------	-------

役所
主な事業内容
国土交通省

国土政策
大都市圏への人口・業務機能の分散による都市の持続的発展の促進等

○**テレワーク人口実態調査**
就労者に占めるテレワーク人口を定量的に把握するとともに、大都市圏の課題解消等に資するテレワークの効果について定量的な把握を行う。

○**普及啓発活動の実施**
企業テレワークの導入を推進するため、企業経営者やマネージャー等を対象としたシンポジウムや出前セミナー等を実施する。

○**テレワークセンターの各施設への普及のための支援方策検討**
ビジネスセンター、ホテル、図書館等の施設に対する普及促進策の検討。

「テレワーク推進調査経費」

43百万円

○国土交通省担当部局
都市・地域整備局都市・地域政策課
広域都市圏整備室 03-5253-8399

情報通信政策
テレワークの推進に資する情報通信基盤の整備及び利用の促進

○**テレワーク共同利用型システム実証実験**
(次世代高度テレワークシステムモデル実験)
多様な分野へのテレワークの普及拡大を図るため、信頼性の高いネットワーク環境を活用した利便性の高いテレワークシステムに関する実証実験を実施。

◎次世代のテレワーク環境に関する調査研究
企業等への円滑なテレワーク利用方策の検討及びテレワークによるCO2排出削減効果を検証するための調査研究を実施する

※特別要求

「テレワーク共同利用型システム実証実験」

223百万円

○総務省担当部局
総務省情報流通行政局
情報流通振興課情報流通高度化推進室
03-5253-5751

労働政策
企業労働条件下におけるテレワークの普及促進

○**相談等の実施**
テレワーク相談センターにおいて相談・助言等を行う。

○**テレワークセミナーの開催**
企業の労務管理担当者等を対象としたセミナーを開催。

「テレワーク普及促進対策」

60百万円

○厚生労働省担当部局
厚生労働省労働基準局勤労者生活部
企画課 03-3502-1599

産業政策
テレワークの活用による産業振興

○**地域テレワーク拠点整備への支援(中小商業活力向上事業)**
商店街等が行う商業活性化の取組の一環として、商店街の空き店舗を活用した地域におけるテレワーク拠点整備への支援の取組等を推進する。

「中小商業活力向上事業」

32億円の内数

○経済産業省担当部局
中小企業庁商業課
03-3501-1929
○応募窓口
各経済産業局

資料 4-1 参考 ④

テレワーク人口倍増アクションプラン（抜粋）

（平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）

Ⅱ 目標

人口構成の変化の影響が本格化する2010年代以前に、出来得る限り広く様々な職場でテレワークの導入環境が確立されるよう、2010年までを集中的な推進期間とし、「2010年までに2005年比でテレワーカー人口比率倍増を図り、テレワーカーの就業人口に占める割合2割を達成すること」を目指すこととする。

i-Japan戦略2015（抜粋）

（平成21年7月9日IT戦略本部決定）

Ⅱ. 産業・地域の活性化及び新産業の育成

（将来ビジョン及び目標）

1. 産業の革新・活性化

（2）人々を仕事の場所や時間の制約から解放し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた環境下で、子育てや介護等と仕事の両立や障害者等の就労促進、個人の創造力の発揮、危機時の事業継続等を実現する。具体的には、2015年までに、少子高齢化のセーフティネット等に資する在宅型テレワーカーを倍増し、700万人とする。

※テレワーク人口倍増アクションプラン(2007年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

平成22年度厚生労働省 主なテレワーク関連施策

「在宅勤務ガイドライン」の周知

「在宅勤務ガイドライン」について、内容をより明確化するための改訂を行ったところ(平成20年7月)。

テレワーク相談センター及びテレワーク・セミナー等において、ガイドラインの内容について周知を実施する。

テレワーク相談センターにおける相談の実施

平成22年度予算:4,562万円

専門相談員を配置して、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を行い、適正な労務管理下でのテレワークの普及促進を図るもの。

設置箇所:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡

平成21年4月～平成22年1月までの相談件数 659件

テレワーク・セミナーの開催

平成22年度予算:1,438万円

事業主・労働者等を対象として、労務管理等に関するセミナーを実施するもの。
(講座内容:テレワーク実施時の労務管理上の留意点、テレワーク実施時のVDT作業における留意点、テレワーク実践企業の事例紹介)

開催都市:東京、大阪、札幌、福岡、仙台、名古屋、広島

平成21年度参加者数(7か所合計) 502名

在宅勤務ガイドラインのポイント

1 在宅勤務についての考え方

在宅勤務を制度として導入するに当たっては、以下の注意点に留意するとともに、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在せざるを得ない等の在宅勤務の課題の解決方法について、労働者の合意を得て、適切な在宅勤務の導入及び実施に努めることが求められる。

2 労働基準関係法令の適用及びその注意点

○ 労働基準関係法令の適用

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う就業形態をいう。）を行う場合においても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されることとなる。

○ 労働基準法上の注意点

在宅勤務については、自宅で勤務が行われ、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在せざるを得ない働き方であることから、一定の場合には、労働時間を算定しがたい働き方として、労働基準法第38条の2で規定する事業場外労働の見なし労働時間制を適用することができる。

○ 労働安全衛生法上の注意点

事業者は、通常の労働者と同様に、在宅勤務を行う労働者についても、その健康保持を確保する必要がある、必要な健康診断等を行うとともに、在宅勤務を行う労働者を雇い入れたときは、必要な安全衛生教育を行う必要がある。

○ 労働者災害補償保険法上の注意点

労働者災害補償保険においては、業務が原因である災害については、業務上の災害として保険給付の対象となる。したがって、自宅における私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならない。

3 その他在宅勤務を適切に導入及び実施するに当たっての注意点

○ 労使双方の共通の認識

在宅勤務の制度を適切に導入するに当たっては、あらかじめ導入の目的、在宅勤務の方法等について、労使委員会等の場で十分に納得のいくまで協議する等の手続きを踏むことが望ましい。

実際に在宅勤務するかどうかは本人の意思によることとすべきである。

○ 業務の円滑な遂行

在宅勤務を行う労働者が業務を円滑かつ効率的に遂行するためには、業務内容や業務遂行方法等を文書にして交付するなど明確にして行わせることが望ましい。

○ 業績評価等の取扱い

在宅勤務は労働者が職場に出勤しないことなどから、業績評価等について懸念を抱くことのないように、評価制度、賃金制度を構築することが望ましい。

○ 通信費及び情報通信機器等の費用負担の取扱い

在宅勤務に係る通信費や情報通信機器等の費用負担については、あらかじめ労使で十分に話し合い、就業規則等において定めておくことが望ましい。

○ 社内教育等の取扱い

在宅勤務を行う労働者が能力開発等において不安に感じることのないよう、社内教育等の充実を図ることが望ましい。

4 在宅勤務を行う労働者の自律

在宅勤務を行う労働者においても、勤務する時間帯や自らの健康に十分に注意を払いつつ、自律的に業務を遂行することが求められる。

テレワーク相談センター



1. 業務内容

テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての相談に応じるほか、テレワークに関する情報提供を行う。

2. 設置箇所

札幌(平成20年より) 東京(平成11年度より) 大阪(平成19年度より)
名古屋(平成20年度より) 福岡(平成20年より)

3. 相談員

テレワーク経験者、社会保険労務士



4. 相談件数

【平成20年度】 501件

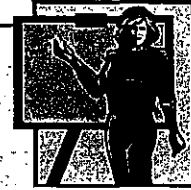
【平成19年度】 441件

【平成18年度】 299件

平成22年度 テレワーク・セミナー概要

セミナーの内容

- ① テレワーク実施時の労務管理上の留意点
(在宅勤務ガイドラインを中心とした内容)
- ② テレワーク実施時のVDT作業に係る留意点
(VDTガイドラインを中心とした内容)
- ③ テレワーク導入事業場等の体験談



開催地

札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡において1回ずつ開催



実施方法

企画競争入札



委託内容

会場確保、講師選定・確保、テキスト作成、広報、セミナーの運営・開催



新たな情報通信技術戦略の骨子（案）

平成22年3月

1. 目的

- 情報通信技術革命の本質は情報主権の革命である。政府・提供者が主導する社会から納税者・消費者である国民が主導する社会への転換には、徹底的な情報公開による透明性の向上が必要であり、そのために情報通信技術が果たす役割は大きい。
- 国民が主導する社会では、市民レベルでの知識・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」への転換が実現し、国民の暮らしの質を飛躍的に向上させることができる。
- 今回の情報通信技術戦略（IT戦略）は、過去のIT戦略の延長線上にあるのではなく、新たな国民主権の社会を確立するための、非連続な飛躍を支える重点戦略（3本柱）に絞り込んだ戦略とする。

2. 3つの柱と目標

「国民主権」の観点から、まず政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する。加えて情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生し、さらに新市場の創出と国際展開を図る。

(1) 国民本位の電子行政の実現
略

(2) 地域の絆の再生

- 情報通信技術を活用することにより国民が地域を問わず質の高い医療サービスを受けることを可能にするための明確な目標を設定する。また、情報通信技術を活用した在宅医療・介護の推進など高齢者が安心・安全に生活できるための明確な目標を設定する。
- すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現するため、情報通信技術を利用した教育環境の実現についての具体的な目標を設定する。
- 暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現するため、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用が実現する「光の道」の目標年限を設定する。

(3) 新市場の創出と国際展開
略

3. 重点施策

(1) 国民本位の電子行政の実現
略

(2) 地域の絆の再生

- 全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供サービスを創出する。また、匿名化されたレセプト情報等を一元的なデータベースとして官民で集約し、広く医療の標準化・効率化及びサービスの向上に活用可能とする。
- 高齢社会の本格化を踏まえ、高齢者の就労・社会参画を促進し、独居高齢者の安否を家族等が確認し、在宅医療・介護等において必要なケア情報を提供すべく、情報通信技術を積極的に活用する。
- 情報通信技術を活用して①双方向でわかりやすい授業の実現、②教職員の負担の軽減、③児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。
- 地域主権を情報通信技術を利用して実現するため、ホワイトスペース等を活用した市民メディアの全国展開、地域の文化・観光・物産情報等のふるさとコンテンツの制作・発信等を推進する。

(3) 新市場の創出と国際展開
略

4. 今後の進め方

- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）は、本年4月を目途に情報通信技術基本戦略を決定する。また、戦略の着実な実施を担保するため、5月を目途に具体的な取組のスケジュール、担当府省等を明記した工程表を策定する。
- 情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行い、それらの抜本的な見直しを図る。

別添

※ 本資料は、今後の議論に供するための参考資料である。

	具体的な取組（例）	概要
II. 地域の絆の再生		
⑫	テレワークの推進	子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性や高齢者、チャレンジド等に対し、テレワークの普及・啓発に向け、教育訓練費用に対する助成、在宅勤務雇用を行う事業主への助成金・奨励金の支給等の包括的な支援策を実施。

